

【短期入所（介護予防短期入所）生活介護利用料金表】

令和元年11月1日版

短期入所（介護予防短期入所）生活介護のご利用の対象は、要支援1・2及び要介護1～5に認定されている方です。

【利用料金】

利用者負担額は、原則として介護保険1割負担費用（一定以上の所得のある方は、2割そのうちさらに所得の高い層は3割負担）とその他費用の合計が利用料金となります。

*世帯収入により自己負担費用が異なります。詳しくはお住いの市町村窓口におたずねください。

1 基本サービス

【併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）多床室】 ※地域区分1単位当たりの単価10,33円（6級地）

基本サービス	単位数（1日あたり）						
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）多床室	438 単位	545 単位	586 単位	654 単位	724 単位	792 単位	859 単位

2 要件を満たす場合に基本利用料に加算される加算 ※地域区分1単位当たりの単価10,33円（6級地）

項目	単位数	算定要件
送迎加算	片道につき 184単位	施設が利用者の送迎を行った場合

3 加算の基準に適合していると県に届出ている加算 ※地域区分1単位当たりの単価10,33円（6級地）

項目	単位数	算定要件
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18単位/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ ※介護予防を除く	13単位/日	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上を上回っていること。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に8.3%を乗じた単位数	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件を満たしていること。
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に2.7%を乗じた単位数	

4 介護報酬利用者負担の算出法（例：利用者1割負担）

地域単価10,33円×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

5 その他費用

○居住費（多床室）

基準費用	負担限度額（利用者負担段階ごと）		
	第1段階	第2段階	第3段階
855 円/日	0円/日	370円/日	370円/日

○食費（1日につき）

第4段階	内訳			負担限度額（利用者負担段階ごと）		
	朝食	内訳 昼食 (おやつ 等)	夕食	第1段階	第2段階	第3段階
1,680 円	480円	700円	500円	300円/日	390円/日	650円/日

※食費・滞在費は、介護保険負担限度額認定証の提示がある場合は、認定証に記載されている金額が利用者負担になります。

○理美容代 1,500円 ○その他、行事等によっては参加費がかかるものもあります。

*土曜、日曜、祝日問わず

365日相談員がいます。

お気軽にご連絡・ご相談下さい。

*ご来苑の際は、事前にお電話を頂けると幸いです。

◆お問合せ先

特別養護老人ホーム鷺宮苑

電話0480-58-7762

受付時間 9:00～18:00

（担当：生活相談員）

